筑前町告示119号

筑前町保育所等における睡眠中事故防止対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年11月１日

筑前町長　　田　頭　喜　久　己

筑前町保育所等における睡眠中事故防止対策事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町内の保育所及び地域型保育事業を行う事業所（以下「保育所等」という。）において、睡眠中の児童の事故防止を目的とする機器の購入等に要する経費に対し、予算の範囲において補助金を交付することについて、筑前町補助金等交付条例（平成17年筑前町条例第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内で次に掲げる施設を運営する事業者（地方公共団体は除く。）とする。

（１）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第１項に規定する保育所

（２）　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第７条第５項に規定する地域型保育事業を行う事業所

（補助対象事業）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、「認可保育所等設置支援等事業の実施について」（令和８年４月８日付けこ成保第321号こども家庭庁成育局長通知）の別添５「保育環境改善等事業実施要綱」に規定する３の（２）の④のアに定める睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等を行う事業とする。

（補助対象事業の制限）

第４条　本事業の実施については、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の４月１日から起算して10年を経過した場合に再度実施することができる。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の要件を満たすものとする。

（１）　補助対象事業を実施するために必要な機器等の購入費、リース料、導入費用

（２）　前号のほか、町長が必要と認める費用

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額の合計額から寄附金その他の収入額を控除した額と 500,000 円のいずれか少ない額に４分の３を乗じた額（その額 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、筑前町保育所等における睡眠中事故防止対策事業費補助金交付申請書（様式第１号）に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、筑前町保育所等における睡眠中事故防止対策事業費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、補助申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第８条　補助金の交付決定を受けた補助申請者は、決定を受けた補助対象事業の内容を変更する必要が生じたときは、あらかじめ筑前町保育所等における睡眠中事故防止対策事業費補助金変更交付申請書（様式第３号）により、町長に申請しなければならない。

２　町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助対象事業の内容の変更を承認し、筑前町保育所等における睡眠中事故防止対策事業費補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により補助申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了した日から１月を経過した日又は翌年度の４月５日のいずれか早い日までに、筑前町保育所等における睡眠中事故防止対策事業費補助金実績報告書（様式第５号）に必要書類を添えて町長に報告しなければならない。

（額の確定）

第 10 条　町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、筑前町保育所等における睡眠中事故防止対策事業費補助金交付額確定通知書（様式第６号）により補助申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 11 条　補助申請者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに、筑前町保育所等における睡眠中事故防止対策事業費補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第12条　町長は、補助申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

（１）　補助申請者が虚偽の内容により交付決定を受けていたとき。

（２）　補助申請者がこの告示の規定に違反したとき。

（消費税に係る報告）

第13条　交付決定者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したとき（仕入控除税額が０円の場合を含む。）は消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書（様式第８号）を速やかに町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による報告があったときは、前項の仕入控除税額の全部又は一部を町に納付させることができる。

（委任）

第14条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。